

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税6) (法人住民税、法人事業税:義、個人住民税:外)(地方税3) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動喫煙を防止するため、当面の間、喫煙専用室を設置した場合における税制上の所要の措置を講じる。
		《関係条項》 —
4	担当部局	健康局健康課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:—
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	— (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国会への法案提出の準備を進めている、受動喫煙対策の法案において、喫煙専用室の設置が認められている施設について、喫煙専用室の設置を促進するとともに、喫煙専用室がなくても喫煙可能としている施設についても、喫煙専用室の設置を促進することにより、広く望まない受動喫煙を防止する。
		《政策目的の根拠》 がん対策推進基本計画(平成 24 年6月8日閣議決定) 「行政機関及び医療機関は平成 34(2022)年度までに受動喫煙の機会を有する者の割合を0%、職場については、事業者が「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じることにより、平成 32(2020)年までに、受動喫煙の無い職場を実現することを目標とする。また、家庭、飲食店については、喫煙率の低下を前提に、受動喫煙の機会を有する者の割合を半減することにより、平成 34(2022)年度までに家庭は3%、飲食店は 15%とすることを目標とする。」

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (政策大目標 10) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。 (施策目標 10-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること。 (施策目標 10-3) 総合的ながん対策を推進すること。</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する。 (受動喫煙の機会を有する者の割合を(中略)平成 34(2022)年度までに(中略)飲食店は 15%とすることを目標とする。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 受動喫煙対策の法案に併せて、喫煙専用室の設置により喫煙を可能とする施設について、この設置を促進することで、望まない受動喫煙を防止するための規制措置を効果的に実施することができることから、当該措置は有効である。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>— (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)</p>
		② 減収額	<p>— (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 — (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 受動喫煙対策の法案に併せて、喫煙専用室の設置により喫煙を可能とする施設について、この設置を促進することで、望まない受動喫煙を防止するための規制措置を効果的に実施することができる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>喫煙専用室の設置を促進することにより、広く望まない受動喫煙を防止するという政策目的の達成のためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措を講じることが適当である。 また、対象は喫煙専用室の設置に限定されており、実現手段としても妥当である。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成 23 年度から、受動喫煙防止対策助成金として、職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準を満たす喫煙室の設置等について、その費用の一部の助成を実施している(助成率1/2、上限額 200 万円。平成 27 年度までの喫煙室設置の助成実績累計 1,550 件。平成 29 年度予算 1,028,472 千円)。</p> <p>当該助成金は、職場での受動喫煙防止対策を目的として、労働者災害補償保険の適用事業主である中小企業事業主に限定して助成を行うものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—